

公 示 用

令 和 4 年 度 施 行

設 計 書

役務名称

公園利用実態調査業務

札幌市建設局みどりの推進部

役務の名称 公園利用実態調査業務

一 金	総委託費	円
	内 訳 [	
	委託費	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1 業務の概要

本業務は、令和5年度に再整備を実施する予定の公園について、再整備前の利用実態を調査するものである。

2 委託期間

契約締結日から令和4年10月28日(金)まで

3 仕様書

別紙のとおり

4 提出物

仕様書のとおり

札 幌 市

# 仕様書

## 【一般事項】

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は「公園利用実態調査業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

### 3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (7) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。
- (9) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

### 4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

### 5 業務担当職員

本市は、本業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当職員を定め、受託者に通知する。業務担当職員を変更した場合も同様とする。

## 6 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、本業務を運営・管理するうえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

## 【履行】

### 1 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市の行う指示についても同様とする。

### 2 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時、中間打合せ(1回)、成果品納入時の計3回を見込んでいるが、業務の進捗状況に合わせて担当職員と調整すること。また、打合せは結果を記録し、相互に確認するものとする。なお、随時、簡易な連絡事項や進捗状況を電話やメールでやり取りし、相互に調整するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、業務担当職員と業務主任者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

### 3 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

### 4 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び成果品一式を製本(カラー)1部と電子データにて提出すること。なお、成果品の提出にあたり、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、下記業務内容のとおり。
- (2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

### 5 個人情報の取り扱い

本業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### 6 業務の履行期間

契約締結日から令和4年10月28日(金)まで

### 7 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課(札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階)

## 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、本市が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、本市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、本市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに本市に返還するものとする。ただし、本市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 本市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 【業務内容】

### 1 業務名

公園利用実態調査業務

### 2 業務概要

本業務は、公園の再整備についての効果を検証し、今後の公園整備の検討資料とするため、令和5年度に再整備を実施する予定の公園について、再整備前の利用実態を調査するものである。

### 3 業務詳細

#### (1) 調査対象公園

- ・別紙 対象公園一覧表に示す11公園（2グループ）とする。なお、別紙 位置図に概ねの位置を示す。

#### (2) 調査期間、調査日

- ・調査期間は、令和4年8月下旬から9月下旬までとし、詳細は別途、本市担当者と協議の上、決定すること。
- ・調査日は、平日、休日各2日（計4日）、調査時間は9～17時とし、調査順序や時間帯については、本市担当者と協議の上、決定すること。
- ・イベント時以外の日常の公園利用者数等の把握を想定しているため、公園でイベントが開かれる場合は、調査を延期すること（各公園のイベント日は契約締結後に担当者から提示する）。

#### (3) 調査方法

- ・調査対象公園は2つのグループに分け、同一日にグループごとに公園を巡回して、1公園につき1日4回調査を行うこと。グループ内の調査順は変更しないこと。想定しているグループ分けは、対象公園一覧表及び位置図を参照すること。  
（調査時間も含め、概ね90分で一巡するように区分しており、1日につき午前・午後2回ずつ計4回の調査を想定している。）
- ・1グループを調査員1名で巡回、全体の監督員1名を想定している。
- ・調査する公園に到着した時点での公園利用者数等を計測し、契約締結後に配布する「利用者調査票（様式1）」に記録すること。
- ・「利用者調査票（様式1）」には、調査した時間、利用者の概ねの年齢（調査員が外見で判断）ごとの人数、利用施設などを記録するほか、気が付いた点を、可能な限りで記録すること。
- ・計測と同時に、調査箇所ごとに公園全体及び利用状況が把握できるように、写真を撮影すること。また、これらの写真は、調査日ごとに「調査日誌（様式2）」に添付するほか、成果品として提出すること。ただし、撮影頻度等、詳細については事前に担当者と協議すること。
- ・「調査日誌（様式2）」には、上記写真のほか、「調査実施日の状況」欄に1日を通した公園の利用状況の所見をまとめること。

#### (4) 作業計画・準備

- ・調査当日の作業を円滑に進めるために、調査工程の立案等を行い、作業計画を作成すること。
- ・監督員は、事前に現地の下見を行い、公園の状況を概ね把握することで、計画に

沿った調査が可能かどうか確認すること。

- ・調査員によって作業方法の差異が生じないように、事前に調査方法の説明を行うこと。

#### (5) 集計

- ・調査終了後、調査日ごとに集計された「利用者調査票（様式1）」を基に、「公園ごとの利用者集計表（様式3）」および「総計表（様式4）」を作成すること。
- ・入力データは、業務完了後に本市が検索、ソートなどの作業を行う際に、支障が生じない形式で作成すること。

#### 4 その他

- ・調査に従事する者については、本市より身分証明書の交付を行うため、契約締結後調査開始1週間前までに、従事者の氏名及び生年月日の一覧と身分証明書交付願を届け出ること。
- ・調査に際しては、市が発行する身分証明書及び腕章を携帯し、利用者から誤解を受けることのないよう行動すること。
- ・利用者からの問合せ等には丁寧に対応すること。

#### 5 成果品

- ・利用者調査表（様式1）、調査日誌（様式2）、公園ごとの利用者集計表（様式3）、総計表（様式4）及び写真を提出すること。
- ・提出物については、電子データ及び製本（カラー1部）により納品すること。また、書類は極力両面印刷により、提出すること。
- ・報告書の様式や成果品の構成・データ形式等について、不明な点がある際は、適宜本市担当者に確認しながら業務を進めること。

## 対象公園一覧表

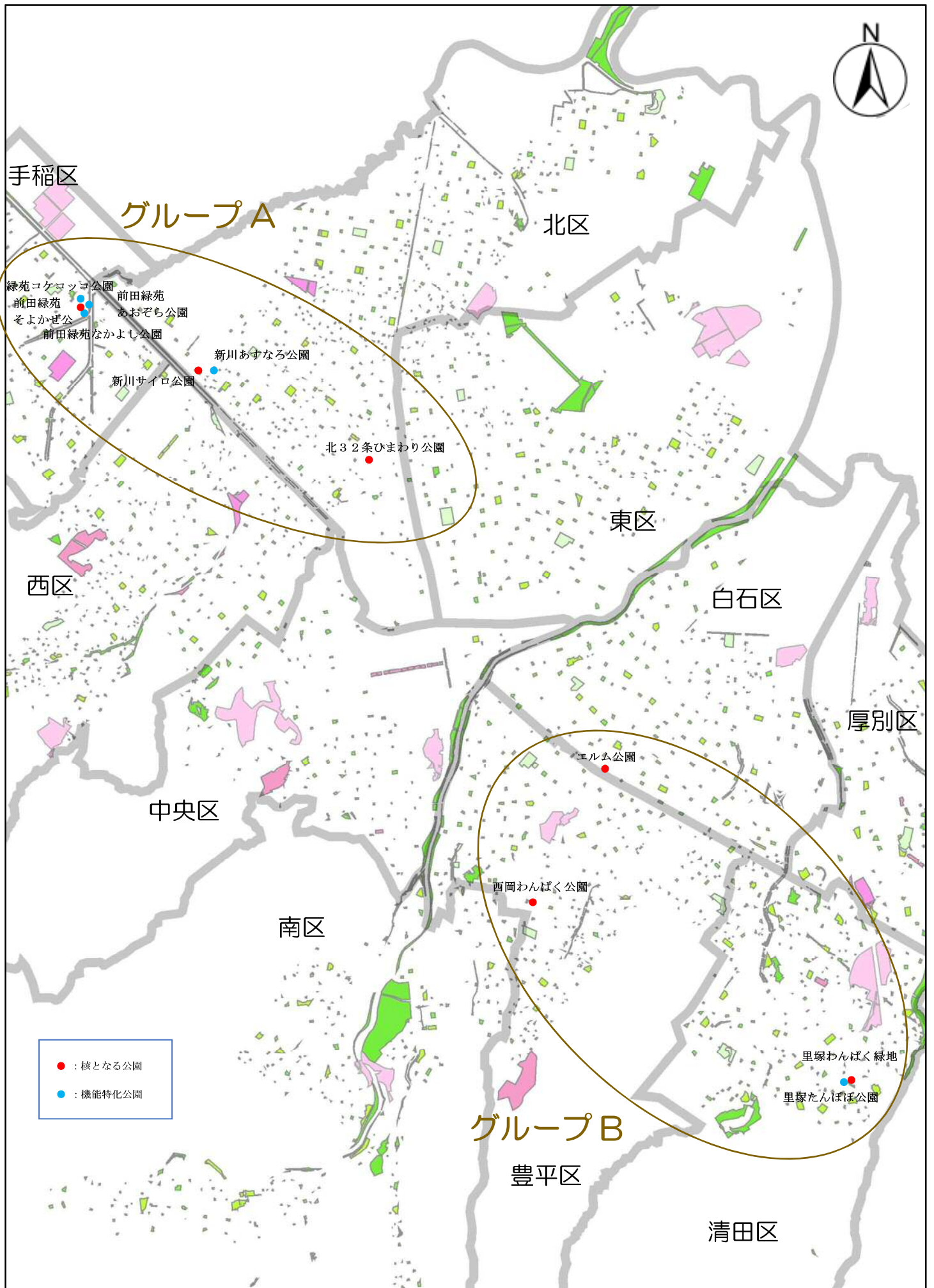
公園名	所在地	種別	分類 ※	面積(m <sup>2</sup> )	想定 グループ
新川サイロ公園	北区新川4条17丁目	街区公園	核	7690	A
里塚わんぱく緑地	清田区里塚1条4丁目	都市緑地	核	6870	B
エルム公園	白石区栄通2丁目	街区公園	核	5456	B
西岡わんぱく公園	豊平区西岡1条5丁目	街区公園	核	2814	B
北32条ひまわり公園	北区32条西7丁目	街区公園	核	2001	A
前田緑苑そよかぜ公園	手稲区前田8条8丁目	街区公園	核	1063	A
前田緑苑なかよし公園	手稲区前田8条8丁目	街区公園	特化	613	A
前田緑苑あおぞら公園	手稲区前田8条8丁目	街区公園	特化	474	A
新川あすなる公園	北区新川4条16丁目	街区公園	特化	383	A
緑苑コケッコ公園	手稲区前田8条9丁目	街区公園	特化	276	A
里塚たんぼぼ公園	清田区里塚1条3丁目	街区公園	特化	180	B

※分類とは、街区公園の再整備にあたり、公園密集地域における機能重複の解消を図ることで、遊具等の施設総量の抑制による維持管理コストの縮減や、地域のニーズに合わせた効果的な公園整備となるよう、「地域の核となる公園」「機能特化公園」に分類したものである。

「地域の核となる公園」は、1000m<sup>2</sup>以上の面積を有し、地域利用の中心となる公園である。地域のニーズに合った多面的な機能を確保し、遊具等のレクリエーションの機能を重要視した整備を行う。

「機能特化公園」は、地域の核となる公園の誘致圏 250m 内にある 1000m<sup>2</sup>未満の公園である。地域の核となる公園と機能を分担し、遊具等に頼らない整備を行い、広場等、特定の利用に特化させた整備を行う。





調査対象公園 位置図

1:100,000

様式1

利用者調査票(入カイメージ)

公園名

担当者

調査日

調査時間

天候

利用施設	年代					計	利用形態
	幼児	小学生	中高生	大人A (65歳まで)	大人B (65歳以上)		
芝生広場		5				5	ボール遊び
ブランコ	2					2	
ベンチ				1		1	子供のつきそい
犬散歩				1		1	
通過				5		5	
計	2	5	0	7	0	14	

※利用施設名のうち、遊具は遊具の名称を記載すること

※利用形態は、「ボール遊び」「保育園の散歩」等、可能な限り具体的に記載すること

実施日 : 令和 年 月 日 ( )

公園名

天候 :

調査員数 : 人

調査実施日の状況	
調査状況 (写真)	

様式3

利用者調査票(入カイメージ)

公園名	〇〇公園					担当者	
調査日			天候	当日の利用者数	備考		
調査日概況	平日1日目	月	日( )		5		
	平日2日目	月	日( )		11		
	休日1日目	月	日( )		20		
	休日2日目	月	日( )		19		
利用施設	年代					計	利用形態
	幼児	小学生	中高生	大人A (65歳まで)	大人B (65歳以上)		
芝生広場	1	5				6	ボール遊び、鬼ごっこ
ブランコ	15					15	
ベンチ				3	2	5	子供のつきそい、会話
犬散歩				3		3	
通過				10		10	
複合遊具	2	14				16	
						0	
						0	
						0	
計	18	19	0	16	2	55	

※利用施設名のうち、遊具は遊具の名称を記載すること

※利用形態は、「ボール遊び」「保育園の散歩」等、可能な限り具体的に記載すること

No	公園名	所在区	調査日 (平・休)	年代別利用者数 (人)					小計 (人)	合計 (人)	平均 (人/日)
				幼児	小学生	中学生	大人A (65歳まで)	大人B (65歳以上)			
例	××公園	○区	○月○日 (平)	2	5	0	7	0	14	66	16.5
			○月○日 (平)	1	3	2	9	0	15		
			平日平均	1.5	4	1	8	0	14.5		
			△月△日 (休)	4	8	3	2	1	18		
			△月△日 (休)	4	6	5	2	2	19		
			休日平均	4	7	4	2	1.5	18.5		
			平日								
			休日								
			総計								

## 業務委託費内訳書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費			式	1			第1号内訳書
直接経費			式	1			第2号内訳書
直接原価							
諸経費			式	1			直接原価×諸経费率
小計							
業務価格							
消費税相当額							10%
業務委託費							

# 直接人件費一式内訳書

第1号内訳書

一金

円也

作業項目	作業内訳	数量	単位	単価	金額	摘要
作業計画	作業日程の調整、 作業工程表作成	1	式	円	円	
現地確認	現地確認11公園1巡	1	式	円	円	
公園利用者数調査	2グループ、4日間	1	式	円	円	
監督	業務監督	1	式	円	円	
集計・取りまとめ	集計、各様式への記載、 写真整理	1	式	円	円	
打合せ	計3回 (初回、中間1回、完了時)	1	式	円	円	
合	計				円	
					円	

直接経費一式内訳書

第2号内訳書

一金 円也

工 種	形 質	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通費	現地確認11公園 1巡分	1	式	円	円	
交通費	公園利用者数調査	1	式	円	円	
交通費	監督業務	1	式	円	円	
合 計					円 円	